

[問]

昭和48年度 (問題)

次のA、BおよびCのいずれか一つを選んで解答せよ。

A 4問中3問選択

A-1. 甲は昭和46年10月8日X会社との間に、自己を被保険者、乙を保険金受取人、保険金250万円とする生命保険契約を締結した。その後甲は、昭和47年6月15日死亡したので、保険金受取人である乙はX社に対し、保険契約による死亡保険金250万円の支払を請求した。

ところが、X社は、昭和47年7月3日T税務署から乙が国に対して負担している昭和45年度の申告所得税の滞納金額を徴収するため、差押える旨の昭和47年6月30日付債権差押通知書の送達を受けた。

差押後X社は、関係官庁から再三再四に亘り支払催告を受けたのであるが、一方乙から税務署には支払ってくれるなどの申出がなされていたので、保険金受取人である乙の立場を考慮して、上記滞納処分についての異議申立等が落着くまでとの条件で、税務署への支払を留保していた。

この間、乙は債権差押処分に対し、所轄庁に異議申立および審査請求手続をとったが、保険金250万円の件についての差押に対する審査請求は、昭和47年9月28日棄却された。

そこで、X社としては、税務署の履行請求に基づき、昭和47年12月9日、死亡保険金250万円をT税務署に支払った。

これに対し、保険金受取人乙は、保険金請求権は一身に専属するもので差押の対象にはならないものであるから、X社の乙以外の第三者への支払は無効であると主張し、X社に保険金の支払を求めた。

以上につき、乙の主張の可否およびX社の措置の是非について論ぜよ。

A-2. 「保険募集の取締に関する法律」第11条(所属保険会社の賠償責任)について説明し、簡単に論ぜよ。

A-3. 告知義務について論ぜよ。

[問]

A - 4. 次の語句について説明せよ。

- (1) 基礎書類
- (2) 保険金の支払免責
- (3) 分離勘定
- (4) 適格退職年金契約の要件

B 4問中3問選択

B - 1. 受益者の保護を目的として、信託法上、受益者に与えられている権利について述べよ。

B - 2. 昭和48年11月の厚生年金保険法の改正内容を列挙し、その中で、厚生年金基金規約と関係がある点について説明せよ。

B - 3. 適格年金信託における信託財産の運用収益について、発生した時点では非課税とされている根拠を、法令にもとづき説明せよ。

B - 4. 課税厚生年金基金契約について、①定義 ②退職年金積立金に対する課税方法を説明せよ。

C 4問中3問選択

C - 1. 損害保険普通保険約款の性質およびその保険契約者に対する拘束力につき述べよ。

C - 2. 商法第662条(保険代位)の立法理由ならびに同条によって保険者が取得する権利に

〔問〕

ついて説明せよ。

C-3. 責任準備金に関する保険業法および同施行規則の規定につき説明せよ。

C-4. 損害保険会社の財産利用の制限について述べよ。

昭和 48 年度 （ 解答 ）

A - 1.

乙の有する保険金請求権に対する T 税務署のなした差押は有効であり、X 社の T 税務署への支払いは有効であると考ええる。

生命保険契約にもとづく保険金受取人が有する保険金請求権は、一定の親族身分と結合した身分法上の権利でもなければ、自由な人格的利益を保護するために認められる人格権でもなく、それ自体または他の権利との関係で直接間接に財産的価値を有するもので、乙の主張するように、権利者以外の第三者にその権利を行使させること、または帰属させることが、その権利の性質に反するいわゆる一身専属権とは考えられない。

しかして、商法 674 条 2 項、3 項において、保険金請求権の譲渡処分可能なことを前提とする規定を設けこそすれ、保険金請求権の譲渡質入などの処分及び差押を禁止ないし制限する規定はなんら設けられていない。

他の財産たとえば、生活に欠くことができない衣服や用具類、技術者等のその業務に欠くことができない器具、災害防止または保安のための設備、給料・退職手当・年金・恩給等の金額のうち一定額（控除される社会保険料、所得税の金額に相当する金額）などについては、特別に法が債務者の生活保護その他の主旨から差押を禁止しているが、保険金請求権に関しては、そのような法規定はなんらない。

しかも、本件は、保険事故発生前の不安定な保険金受取人の保険金請求権ではなく、保険事故発生により生じた具体化した保険金請求権であり、通常金銭債権となんら変りはない。

以上述べたことから、保険金請求権は、一身専属的な権利とは考えられず、一般の財産上の権利と同じく強制処分の対象となりまた差押の対象となると考えられる。

したがって、T 税務署のなした差押は適法有効であり、また、その後乙の滞納金についても審査請求の棄却により確認されているため、X 会社の T 税務署への支払いは有効であると考えられる。

なお、保険金受取人の変更には被保険者の同意を要することが商法上規定されていることから、差押に関しても問題となるかとも考えられるが、この商法規定は、被保険者の生命に危害を加え、賭博行為をするなどの危険を防止するためのものであるから、本件のごとく、保険事故発生後の場合には考慮に入れる必要はないと思われる。

さらに、生命保険は、本来的には遺族の生活保障のためのものであり、現実に保険事故が発生

し、その保険金の全部又は一部が遺族の生活保障に欠くことができないものである場合においても、差押を認めるべきかは立法政策上の問題とならないでもないが、それは敢くまでも立法政策上の問題であり、現行法上は保険請求権も一般の財産法上の権利と同じく、差押の対象となり得ると解釈せざるを得ない。

A-2.

所属保険会社が生命保険会社に限定して以下述べる。

1. 「保険募集の取締に関する法律」第11条（所属保険会社の賠償責任）について説明する。

- (1) 生命保険会社は、募集人が募集につき契約者に加えた損害を賠償する責任がある。
- (2) 前記(1)にかかわらず、次の場合には適用しない。

(イ) 生命保険会社の役員またはその使用人である募集人で募集を行うものについては、生命保険会社が当該役員の選任につき相当の注意をし、これらの者の行う募集につき契約者に加えた損害の防止に努めたとき。

(ロ) 生命保険会社の使用人またはその使用人である募集人で募集を行うものについては、生命保険会社が当該使用人の雇傭につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う募集につき、契約者に加えた損害の防止に努めたとき。

(ハ) 生命保険会社の委託にもとづく募集人およびその役員または使用人である募集人については、生命保険会社が当該募集人の委託をなすにつき、相当の注意をし、かつ、これらの者の行う募集につき契約者に加えた損害の防止に努めたとき。

- (3) 前記(1)については、会社から募集人に対する求償権の行使を妨げない。
- (4) 民法第724条の規定は、前記(1)の請求権について準用する。

2. 生命保険契約は長期に亘る契約であるので、契約締結時において、保険の給付内容、契約条件等について、契約者および募集者との間の十分な諒解が重要である。昨今の消費者運動は、益々その度を加え、1人の契約者が対象者でなく、一般の大衆が契約者としての対象となって来るだろう。消費者運動が盛んであるからという訳ではなく、生命保険会社の社会的責任から契約者に損害を与える、または迷惑をかけることを防止するのは当然である。第11条は契約者保護の見地からの規定である。

A-3.

1. 制度法定の理由

保険料は、同一種類の危険をもつ被保険者の集団について、収入と支出が等しいように予め計算されているから、保険制度の合理的運営のためには、多数の契約の危険の平均化を図り、支払い保険金と収入する保険料との間に均衡を保たせる必要がある。そのために保険者は、各契約について危険を測定し、危険の特に高い者について契約を拒絶し、または条件を付する等の選択をする必要がある。この危険の測定は、本来保険者がなすべきであるが、保険者がすべての調査をするのは事実上不可能であるので、最も良く事情を知っている加入者側に危険についての告知を求め、これに違反した場合には解除権を与えるようにしたものである。告知の義務といってもこれに違反した場合には、単に一定の要件のもとに保険金取得について不利益を被るといって過ぎず、また、保険者は契約者または被保険者に対して義務を強制し得るものではなく、従って「自己義務」ないし「間接義務」といわれる義務である。法律に定めた保険技術上の独得の制度である。

2. 告知義務者と告知の相手方

告知義務者は、契約者および被保険者であって保険金受取人は告知義務者ではない。告知の相手方は保険者または保険者に代って告知を受領する権限を有する者である。一般に診査医は告知受領権を有するとされ、募集人は契約の申込の誘引をなすのみであり、申込の受領の権限を持たず、告知受領権をもたないとするのが通説である。しかし、有診査契約については診査医に告知受領権を認め、無診査契約については直接募集に当る募集人に告知受領権なしとするのは問題があろう。

3. 告知の時期および方法

告知の時期は、商法によれば「保険契約の当時」となっており、契約申込から承諾までと解される。現行約款では、契約申込の際とし、また、契約申込の後、第1回保険料払込までの間となっている。

告知の方法については、書面でも口頭でもよく、法的制限がない。しかし、大量の事務処理の便宜のために実際には契約申込書に告知欄を設け、保険者の質問事項を列記して答を記入させる方法がとられている。これが「質問表」である。質問表以外にも告知すべき重要事項もあり得るが、質問表が保険者の作成したものであるから、正確に答を記入すれば、告知義務が果たすとみるべきである。

4. 告知すべき事項

告知すべき事項は、「重要な事実、重要な事項」である。重要な事実、事項は、保険者がその契約の事故発生の危険率を測定し、契約を引き受けるか否かを判断するものであり、被保険者の健康状態は勿論、職業、環境等を含んでいる。また、告知すべき事項は、告知義務者が知っている事実に限られ、知っている事実については、保険者の質問をまたずに積極的に告知するのが原則であるが、専門知識の少ない申込者に重要事実であるか否かの判断を期待するのが無理であるので、一般には、質問表により保険者から重要事実を質問し、回答を記入させる方法をとっている。

5. 告知義務違反の効果

告知義務違反ありとするためには、客観的要件、主観的要件が必要である。客観的要件とは、義務者が知っている事実を告知をしない、または不実のことを告げたことである。主観的要件としては、不告知、不実告知が義務者の悪意または重大な過失によることである。

告知義務違反の効果として保険者の解除権を認めている。解除は事故発生の前後を問わずなし得る。解除すれば、保険金等の支払いを要しなく、支払後であっても返還を請求し得る。ただし、この場合でも契約者が、保険事故発生が告知義務違反の事実にもとづかないことを証明したときは、保険者は保険金等を支払う。解除は、契約者に対する一方的意志表示によって行い、その到達によって効力を生ずる。

告知義務違反の事実があっても、次の場合には、契約を解除することができない。

- (1) 保険者がその事実を知っていた場合、または過失のため知らなかった場合
- (2) 保険者が解除の原因を知ってから1カ月間に解除権を行使しなかった場合
- (3) 契約成立後5年(商法)を経過した場合(現行約款では殆んど2年としている。)

A-4.

(1) 基礎書類

保険事業の免許を受けるための申請書に添付すべき書類であって、次のものをいう。(保険業法第1条第2項)

定款

事業方法書

普通保険約款

保険料および責任準備金算出方法書

財産利用方法書

この書類は、事業運営の基礎となる事項を規定しているため、一般に基礎書類とよばれている。基礎書類の記載内容については、商法、保険業法、同施行規則に規定している。

基礎書類の変更は、主務大臣の認可を必要とする。（保険業法第10条第1項）

主務大臣は、保険会社の業務もしくは財産の状況により、または事情の変更により必要ありと認めるときは、基礎書類の変更を命令することができる。（保険業法第10条第2項）

主務大臣は、基礎書類の変更の認可の際、契約者、被保険者または保険金受取人の利益を保護するため特に必要と認めるときは、その変更の効力を現に存する契約についても、将来に向かって及ぼすことができる。（保険業法第10条第3項）

契約成立後において、基礎書類が変更されても、既契約に対してその効力を及ぼさないことが原則であるが、被保険団体の公平性から行政処分が認められている。この行政処分が行われたときは、保険会社は、その旨および変更の要旨を公告しなければならない。（保険業法第10条第4項）

(2) 保険金の支払免責

生命保険金支払いの免責事由は、商法第680条第1項および第683条に規定されているが、普通保険約款は、商法における法定免責事由を若干緩和し、保険金受取人に若干有利になる取扱いをしている。

(イ) 被保険者の自殺

自殺を決意している者が、自己以外の者を保険金受取人としている契約は道徳的に反する。商法では自殺を免責としているが、約款では契約日または復活日から1年を免責期間としている。

(ロ) 被保険者の犯罪または死刑の執行による死亡

自殺の場合と同様、道徳的危険を防止するためであり、また、保険金支払いが犯罪を誘発するおそれがある。

商法では免責としているが、約款では契約日または復活日から2年を免責期間としている。

(ハ) 保険金受取人、契約者の被保険者の故殺

契約上の信義則に反する。ただし、その保険金受取人が一部の受取人である場合には、残額を他の受取人に支払う。

(二) 戦争その他の変乱による死亡

戦争その他の変乱が何時起るか、また、起った場合の規模、期間、危険を予測することはできない。

商法では特約でない場合を免責としているが、約款では、ただし書で戦争その他の変乱の危険の増加が保険料の計算基礎に及ぼす影響が少ないと認められるときは、保険金の全部または一部を支払うとしている。

(3) 分離勘定

現在のわが国の生命保険において、変額保険、変額年金、無配当保険の実施が必要とされるだろう。その根拠としては次のようなものが考えられる。

インフレによる保険金の実質的価値が減少すること。

生命保険の定期化傾向により資金量の面で伸び悩みが予想され、保険商品の多様化することによって資金力を吸収し、金融機関としての地位を向上する必要があること。

平均寿命がのび、老後の保障が必要であること。

外国生保の日本進出の際、エクイティ商品が持ち込まれることが予想され、これに対する対抗上必要であること。

現行の有配当保険は、保険料の計算基礎においてある程度の安全割増がある。現実の計算基礎率に従うことにより契約者負担の低減を計ること。

このためには、次の諸問題を解決する必要がある。

(イ) 保険業法第84条(株式評価の特例)、第86条(評価益および売却益積立金)、第87条(評価益および売却益積立金の使用)を適用除外とすること。

(ロ) 保険業法施行規則第18条(財産利用法の制限)、第19条(財産利用割合の制限)等の改正。

(ハ) 財務、経理、営業を分離する。

(4) 適格退職年金契約の要件

適格退職年金契約の要件としては、法人税法施行令第159条に規定されているもので、国税庁長官の承認を得なければならない。その根拠は、従業員に対し平等に利益を与え、受給権を保障し、また、他の税制とバランスをとったものである。退職年金契約の受託機関は、生命保険会社と信託会社となっており、生命保険会社に限定して説明する。適格要件は次のとおりである。

(イ) 退職年金の支給のみを目的とすること。

退職要件が満たされないため、または退職年金にかえて一時払することも差しつかえない。

- (ロ) 事業主が生命保険会社と従業員を受益者とする契約を締結し、掛金を生命保険会社に払い込むこと。
- (リ) 受益者には役員を含まないこと。
- (ル) 掛金等の額および給付の額は、次に掲げる基準に合致した適正な年金数理にもとづいて算定されていること。
 - ① 予定利率は年5%以上。
 - ② 予定死亡率、予定昇給率または予定脱退率は、その算定の時の現状において合理的に算定されていること。
- (レ) 掛金等について、定額または給与に一定の割合を乗ずる方法その他これに類する方法により算出した額によるべきことが、あらかじめ定められていること。
- (ロ) 過去勤務債務等の額に係る掛金は、次のいずれかによるべきことがあらかじめ定められていること。
 - ① おおむね一定額の掛金等
 - ② 給与におおむね一定の割合を乗じて計算する掛金等
 - ③ 過去勤務債務等の現在額におおむね一定の割合を乗じて計算する掛金等
 - ①、②は1年当りの額が過去勤務債務等の額の合計額の20%以下、③は1年当りの額が過去勤務債務等の現在額の30%以下の金額となっている。
- (ハ) 5年以内の一定期間が経過することにより、その時における要留保額をこえる金額の全額を掛金に充当するか、または事業主に返還するものであること。
- (ニ) 要留保額は事業主には返還しないものとする。
- (ホ) 契約が解除される場合、要留保額または保険料積立金は受益者に帰属するものであること。
- (ヘ) 掛金等の額または給付の額その他退職年金の受給要件について、受益者のうち特定の者につき、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
- (ヘ) 契約が結ばれていることにより、事業主が生命保険会社から通常の条件に比し、有利な条件により貸付その他これに類する利益を受けないものであること。
- (ヘ) 契約が相当期間継続すると認められるものであること。

B-1.

信託法に定められている受益権の内容は次のとおりである。

- (1) 受益者は信託行為の効力発生と同時に当然に信託の利益を享受する。
ただし、信託行為に別段の定めのあるときは、その定めに従う。
- (2) 信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情が発生し、信託財産の管理方法が受益者の利益に適さなくなった場合、受益者はその変更を裁判所に請求することができる。
- (3) 受託者が管理の失当により信託財産に損失を生ぜしめたとき、または信託の本旨に反して信託財産を処分したとき、及び分別管理の原則に反したときは、受益者はその受託者に対して損失の填補または信託財産の復旧を請求することができる。
- (4) 受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したときは、受益者は相手方または転得者に対しその処分を取消すことができる。ただし、信託の登記・登録があるか、第三者に悪意または重過失のある場合に限る。
- (5) 受益者は受託者に対し、信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、かつ信託事務の処理について説明を求めることができる。
- (6) 受託者は信託行為に別段の定めのある場合を除いて、受益者の承諾がなければその任務を辞することができない。
- (7) 受託者がその任務に背いたとき、その他重要な事由があるときは、裁判所は受益者の請求により、受託者を解任することができる。
- (8) 受託者更迭の場合に前受託者は信託事務の計算をし、受益者の立合のもとに事務の引継ぎをしなければならない。
- (9) 受益者が信託利益の全部を享受する場合で、信託財産によらなければその債務を完済することができないとき、その他やむを得ない事由のあるときは、裁判所は受益者の請求により信託の解除を命ずることができる。

なお、受益者が不特定であるか、あるいは将来にならなければ存在しないという場合には、受益権を管理する者を定めることが適切であり、信託行為に定めがないときは、裁判所が利害関係人の請求によりまたは職権により信託管理人を選任することができる。信託管理人は受益者の為自已の名で信託に関する裁判上または裁判外の行為をする権限を与えられる。

B-2.

項 目	改 正 後	改 正 前	規約との関係
(1) 基本年金額			
イ 定額部分	1,000円×被保険者 月数(30年で頭打)	460円×被保険者月 数(30年で頭打)	なし
ロ 報酬比例部分	① 昭和46年10月以前 の標準報酬月額につい て最高3.87倍から最低 1.15倍の率を乗じて再 評価する。 ② 平均標準報酬月額 が20千円未満のときは 20千円とみなす。	① 昭和32年10月以後 の各月の標準報酬月額 を計算の基礎とする。 ② 10千円未満の標準 報酬月額は10千円とみ なす。	
(2) 加給年金額	配偶者 28,800円 第1子および第2子 9,600円 その他の子 4,800円	配偶者 12,000円 第1子 7,200円 その他の子 4,800円	なし
(3) 60才以上65才未満 の在職老令年金	① 年金額 65才に達すればその 者の請求により、権利 を取得した期間以後65 才前の被保険者期間を 含めて基本年金額を改 定する。 ② 支給割合 (標準報酬月額)(支給割合) 20,000円 ~ 26,000円 80% 28,000円 ~ 33,000円 60% 36,000円 ~ 42,000円 40% 45,000円 ~ 48,000円 20%	① 年金額 在職中は65才以後も 年金額が凍結される。 ② 支給割合 (標準報酬月額)(支給割合) 10,000円 ~ 12,000円 80% 14,000円 60% 16,000円 40% 18,000円 20%	65才に達した後そ の者の請求により年 金額の改定ができる こととなったことに 伴い、関連規定を改 めることが必要であ る。ただしこの旨の 規定を設けている基 金にあってはこの限 りでない。

項 目	改 正 後	改 正 前	規約との関係
(4) 障害年金・遺族年金の最低保障額	240,000 円	105,600 円	なし
(5) 障害年金の失権・支給停止	受給権は廃疾の状態に該当しなくなったときは3年間の支給停止ののち消滅する。	受給権は廃疾の状態に該当しなくなったときは直ちに消滅する。	なし
(6) 女子の特例脱退手当金	期限をさらに2年間延長する。	期限昭和51年5月31日	脱退手当金の支給が行われる者について特別脱退一時金を支給する旨を規定している基金にあっては、支給率表を改める必要がある。
(7) スライド制の導入	全国消費者物価指数が1年または継続する2年以上の期間に5%をこえて変動した場合には、その比率を基準として翌年度の11月以降年金額を改定する。	なし	なし
(8) 標準報酬月額	20千円から200千円までの35等級	10千円から134千円までの33等級	改定の必要がある。ただし、標準給与を厚年法第20条の規定によるものと定めている基金にあってはこの限りでない。
(9) 保険料率	第1種 76/1000 (特例第1種 50/1000) 第2種 58/1000	第1種 64/1000 (特例第1種 38/1000) 第2種 48/1000	なし

項 目	改 正 後	改 正 前	規 約 と の 関 係
	(特例第2種 36/1000) 第3種 88/1000 (特例第3種 50/1000) 第4種 76/1000	(特例第2種 26/1000) 第3種 76/1000 (特例第3種 38/1000) 第4種 64/1000	
(10) 年金給付担保	別に法律で定めるところにより年金給付を受ける権利を担保に供することができる。	なし	別途法律が定められた時点で規約の取扱いについて通知がされる。それまでは変更の必要はない。
(11) 福祉施設	基金および基金連合会は加入員および加入員であった者の福祉を増進する為、必要な施設をすることができる。	なし	福祉施設に関する規定を設けることができる。

B-3.

- (1) 所得税法で信託財産に帰せられる収入及び支出につき、受益者（又は委託者）課税とする原則を、適格退職年金契約に係る信託財産については除外（所第13条第1項）
- (2) そうすると受託者に課税される恐れがあるので、法人税法において、適格退職年金契約に係る信託財産に帰せられる。収入及び支出については、信託会社の収入及び支出でないものとみなすとされている。（法第12条第2項）
- (3) 以上の取扱いによって、適格年金信託の場合は合同運用信託と違って所得税にもどらず、収益が発生した時点では課税が行われない結果となる。課税関係が生じるのは、運用益も事業主掛金とともに特別法人税が課税されることと、従業員に支給される段階で給与所得として課税されることになる。

B-4.

(1) 「課税厚生年金基金契約」とは

① 基金の場合

通常掛金額が公務員水準掛金額をこえるものをいう。

$$\text{公務員水準掛金額} = \text{免除保険料の額} \times 2.7$$

② 基金連合会の場合

給付義務の引き継ぎを受けた者のうちに「課税中途脱退者」があるものをいう。

$$\text{課税中途脱退者} = \text{引継給付率が} \frac{25}{1000} \text{をこえるもの}$$

(2) 退職年金積立金の課税方法

① 課税標準

各事業年度の退職年金積立金の額

② 退職年金積立金の額の計算

$$\left(\text{当該事業年度開始時における退職年金積立金額} \right) \times \frac{1}{12} \times \left(\text{当該事業年度月数} \right)$$

③ 退職年金積立金の額

信託財産の価額から公務員水準の積立金相当額を控除した額。

④ 公務員水準の積立金相当額

ア 基金の場合

(ア) 過去勤務掛金がないとき、および過去勤務掛金があってもそれには課税すべきとき。

$$\text{信託財産の額} \times \frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{通常掛金額}}$$

(イ) 過去勤務掛金があり、かつそれには課税すべきでないとき。

$$\text{信託財産の額} \times \frac{\text{公務員水準掛金額} + \text{過去勤務掛金額}}{\text{総合掛金額}}$$

(ア)か(イ)かの判定

基金の過去勤務掛金額が、公務員水準相当額をこえているときは(ア)式、以下のときは(イ)式を適用。

$$\left(\frac{\text{過去勤務掛金の}}{\text{公務員水準相当額}} \right) = \left(\text{公務員水準掛金額} \right) \times \frac{17}{27} \times \left(\text{払込予定期間に応ずる倍数} \right)$$

イ 基金連合会の場合

$$\text{信託財産の額} \times \frac{\frac{25}{1000}}{\text{引継給付率}}$$

⑤ 税率

$$\begin{aligned} & (\text{退職年金積立金額}) \times \frac{1}{100} \\ & \text{地方税率を含めた実効税率は } \frac{1.147}{100} \end{aligned}$$

⑥ 納税義務者

信託会社又は生命保険会社が代位納付。

C-1. 損害保険普通保険約款の性質およびその保険契約者に対する拘束力

(1) 本質的な意義

保険契約に関する商法の規定はきわめて簡略であり、具体的に契約を締結するに際しては、商法に規定のない問題や商法の任意規定と異なる取り決めに要する問題について、当事者間に別に協定することが必要である。しかし、保険契約は、多数の加入者と一定の数理的計算を前提とする団体性、技術性が強く、個別契約について契約内容の細目を協定することは不便であり、企業保険の場合を別とすれば、一般に無意味と考えられる。このため、保険業者が契約内容につき、保険種類ごとに一般的・標準的な条項を作成しておき、各契約は別段の特約がないかぎりこれに基づいて締結されるのが実際であり、この標準的な契約条項を定めたものを「普通保険約款」という。保険契約が「付合契約」といわれるゆえんであり、保険契約についてはまずこの普通保険約款の条項が適用され、約款に規定のない問題についてのみ商法の規定が適用される。

(2) 主務官庁による監督

普通保険約款は實際上保険契約を規律する意義が大きいため、保険事業の基礎書類の一つとして、その作成・使用については大蔵大臣の認可を必要とする（業法1条2項）。普通保険約款には、(1)保険金の支払事由、(2)保険契約無効の原因、(3)免責事由、(4)担保責任の範囲とその履行時期、(5)保険契約者・被保険者がその責任不履行により受ける損失、(6)保険契約解除の原因とその場合における当事者の権利義務、(7)利益または剰余金配当つき契約の場合はその範囲の各事項を定めることを要し（業法施行規則12条）、その変更についても大蔵大臣の認可を必要とする（業法10条1項）。

(3) 保険契約者への開示

保険者は契約成立後保険契約者に交付する保険証券に普通保険約款の全文を記載するか、またはこれを記載した書面を添付することを要する（業法施行規則16条）。これは契約成立後の

開示であるが、立法論としては契約締結の際に保険者が普通保険約款を申込者に開示する制度が考慮されるべきであろう。

(4) 保険契約者への拘束力

普通保険約款の内容をなす各条項は、契約当事者、特に保険契約者を拘束する法的効力をもつものであるが、その根拠には次の諸説がある。

〔付合契約説〕 普通保険約款自体は保険者が作成したものであるが、「包括的承認」の形における当事者間の具体的な合意により拘束力を生ずるとする説。しかし、具体的な合意がなければ加入者を拘束しないとすることは、付合契約化せざるをえない保険契約の現実に合致しない。

〔法規範説〕 普通保険約款の内容は形式上は法規ではないが、監督官庁の認可を受け、また取引社会において合理性を認められることにより、一種の法規範的効力を有するため、当事者のこれによる意思の有無を問わず当事者を拘束するとする説。これは約款の内容が実質的に法規範として適格であるとする見解であるが、約款の規定自体に法源性を求めることは困難と思われる。

〔慣習説〕 約款の各条項は保険取引界において慣行的に反復使用されることにより、その各条項がいわば慣習法として拘束力をもつにいたっているとする説。しかし、この説明では新規の条項についてその拘束力を説明することができない。むしろ、付合契約化せざるをえないような性質の契約については、特別の事情がないかぎり、当事者は業者が使用する普通約款の内容を契約内容として契約を締結するという慣行が今日では（白地）慣習法ないし（白地）慣習となっており、当事者が約款に拘束されざるをえないのはその結果と考えられる。なお、約款が改正された場合には、新しい約款規定が既存の契約の加入者を当然に拘束するものではないが、それが有利な改正であれば、保険の団体性ないし加入者平等の見地から、当然に既存契約加入者にも利益に均てんさせるのが原則といえよう。

0-2. 商法第 662 条（保険代位）の立法理由、ならびに同条によって保険者が取得する権利

(1) 保険代位の意義と商法 662 条の立法理由

保険事故が発生した場合、保険者は被保険者に対し一定の保険金を支払う義務を負い、保険事故という事実が被保険者の財産に対し別の面でのような影響を及ぼしたかは一応無関係であるが、被保険者が保険事故の発生に際し保険金を受けることによりかえって利得するときは、

保険制度の経済的機能をこえ（利得禁止の原則）、不労利得のための賭博的行為に悪用されるおそれがある。このような見地から、商法は、保険者が被保険者に対し保険金を支払ったとき、一定の要件のもとに被保険者の有するある種の権利が保険者に移転することを定めている。これが保険者の代位であり、商法 661 条が「保険の目的に対する権利」の移転（保険の目的につき全損を生じ、保険者が保険金の全額を支払った場合）について定めるのに対し、662条は「第三者に対する権利」の移転について定めるものである。

(2) 保険者が取得する「第三者に対する権利」

ここで「第三者に対する権利」とは、不法行為による損害賠償請求権のほか、債務不履行による損害賠償請求権を含み、保険事故がある第三者の行為によって生じた場合には、その「第三者」に対し被保険者が有する請求権をも含む。保険事故による損害が第三者の行為によって生じた場合でも、そのため被保険者が法律上なんらの請求権を有しない場合には、保険者の取得する権利はない。

この原則による保険者の代位は政策的見地から特に法律の認めた効果であって、法定の要件の具備とともに、当事者の意思表示をまたず当然に発生し、その権利移転の時期は保険者の保険金支払のとき、移転する権利の範囲は保険者が被保険者に支払った保険金の額の限度にかぎられる。

被保険者が保険者から保険金の支払いを受けても、第三者に対する被保険者や保険契約者の請求権の額がこれより大きいときは、被保険者などがなお第三者に対する権利の一部を保有することがある。この場合には、代位により第三者に対する権利を取得した保険者も、被保険者または保険契約者の第三者に対する権利の行使を害しない限度においてのみその権利を行使することができる（商法 662 条 2 項）。（たとえば、第三者の資力不足の場合など）

(3) 傷害保険契約と商法 662 条との関係

商法 662 条の規定（①損害が第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ其支払ヒタル金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ第三者ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス ②保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テノミ前項ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得）は、損害保険である傷害保険契約にも適用され、保険者は傷害保険金の支払いにより代位権を取得することができるわけであるが、現実には、約款により傷害保険においては保険代位を取得しない旨明記している。

これは、①傷害による損害を金銭的に算定することが不可能に近く、傷害保険は損害てん補

の保険というよりは定額保険の形態をとっていること、②傷害保険には損害保険に特有の超過保険(=不当利得)という観念がないこと、③したがって、被保険者は傷害保険金のほかに損害賠償請求権をもってもさしつかえないと考えられるが、662条2項に定められた「保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲」の算定ができないことによるものである。

C-3. 責任準備金に関する保険業法および同施行規則の規定

(1) 意義および規定の概要

「責任準備金」は、保険会社が期間損益を明確化するに際し、決算期末において残存する保険期間未経験の保険契約に関して将来発生すべき金額未確定の保険契約上の責任(保険金の支払い、中途解約の場合の返戻金支払義務等)を担保するために積み立てる引当金、すなわち保険契約者のための準備金の一つである。

保険業法および同施行規則の規定により、保険会社は毎決算期に保険契約の種類ごと(保険の種目ごとではなく、保険料算出方法および保険約款を同じくする保険契約の種類ごと)に責任準備金を算出し、これを特に設けた帳簿に記載することを要する(業法88条1項)。作成者はこれに署名または記名押印することを要し(業法88条2項)、この規定に違反して責任準備金の算出を行わず、またはこれを帳簿に記載しなかったときは、取締役・監査役等に対し過料の制裁がある(業法152条18号)。この計算に用いた統計表、計算表その他の計算の基礎・方法および準序を知るに必要な材料は3年間保存しなければならない(業法施行規則39条)。

責任準備金の具体的な算出方法は、生命保険会社の場合と損害保険会社の場合とで異なり、業法施行規則(以下「業規」という)に規定されている。

(2) 損害保険会社の責任準備金

損害保険契約に対して積み立てる責任準備金は、「その年度の収支残額」または「会社の定める方法で計算した金額」のいずれか多額な金額に相当する金額であることを要する(業規35条)。

「その年度の収支残額」とは、その事業年度の収入保険料から、その年度において保険料を収受した契約のために支払った保険金および保険金以外の保険契約によって支払った金額、その契約のために積み立てるべき支払準備金ならびにその年度の事業費を控除した額をいう(業規33条)。損害保険契約には、損害が発生しなかった場合に保険料の全部または一部の払戻を約するものがあるが、この場合は保険料中に払戻にあてるべき積立部分が含まれているため、収

支残額の計算にあたっては、まずこれを控除する（業規34条）。

「会社で定める方法」というのは、会社が「保険料および責任準備金算出方法書」（業規13条の2）で定める方法であり、現在各社が責任準備金算出方法書に定め大蔵大臣の認可を得ている方法は、収入保険料を収入月別、保険期間別に分類し、すべての契約が毎月の末日に引き受けられたと仮定する月末引受基準の12分の1法による未経過保険料である。その算式は $R = P \times \frac{N-M}{N}$ で、Pは保険期間別の分類ごとに当該事業年度の収入保険料をその収入月別に集計した各月の収入保険料、Nは保険期間の月数、Mは保険料Pを収受した月の翌月から当該事業年度末までの月数、Rはこれに対応する未経過保険料である。

なお、保険会社が損害保険契約を保険業法または外国保険事業者に関する法律で免許を受けた保険者または大蔵大臣の指定した保険者に再保険を付した場合には、その再保険を付した部分については責任準備金の積立を要しない（業規37条1項）。これ以外の保険者に再保険を付したときも、その再保険取引について大蔵大臣の認可を受けた場合は同様である（業規37条2項）。これは、確実な再保険先であれば、再保険金の回収も確実であり、これによって保険契約上の責任を果たすことができるので、責任準備金の積立を免除する趣旨である。

(3) その他の責任準備金

保険業法および同施行規則に定める責任準備金は以上のとおりであるが、損害保険にはその担保する危険または仕組みの特異なものがあり、これらについては、大蔵大臣の認可を受けた次のような方法により広義の責任準備金積立が行われている。

〔異常危険準備金〕 異常巨大な保険事故が発生した場合に備え責任準備金の1種として一定の基準（租税特別措置法57条の4、5、同施行令33条の4、5、昭和45年7月28日蔵銀通達「損害保険会社の経理基準について」）にもとづき正味収入保険料の一定割合まで累積して積み立てるものであり、原子力保険、自動車損害賠償責任保険（略称「自賠責」）、地震保険以外の各保険につき行われている。

〔原子力保険の危険準備金〕 毎事業年度中の正味収入保険料の50%以上に相当する金額を危険準備金として積み立て、事業年度中に支払った正味保険金相当額を積立額の範囲内で取りくずす。

〔自賠責および地震保険の責任準備金〕

自賠責は、当該事業年度契約にかかる事業収支残高を決算期に「責任準備金」として積み立て、以後当該契約年度開始より4年間次々に繰り越し5年目末に勘定を締め切って「調整準備金」に積み立てる。

地震保険は、当該事業年度の正味収入保険料から正味事業費を控除した金額と、この保険にかかる資産の運用益とを累積的に「危険準備金」として積み立て、保険金を支払い、または支払備金を積み立てたときはこれに相当する金額を取りくずす。さらに「地震保険特別危険準備金」（所定の責任額に対する「危険準備金」の不足額に対応するもの）の積立も別途行われている（昭和47年5月15日付蔵銀通達）。

C-4. 損害保険会社の財産利用の制限

(1) 趣旨および概要

保険会社の財産の運用が価格変動の大きい特定の資産（たとえば株式）、特定の相手方、特定の担保にかたよるときは、経済の変動によって一時に多額の損失をこうむる可能性が大きく、投機的な資産運用は会社経営の破綻を招くもととなりやすいばかりでなく、公共性の高い保険資産の反社会的な運用として重大な問題となる。このため、保険業法は、保険会社の資産の運用方法を規定した「財産利用方法書」を基礎書類の一つとして事業免許の可否にかかわらしめるとともに（業法1条2項）、その変更の認可、変更命令等について（業法10条）定めている。

保険会社の資産は安全性・有利性・多様性・流動性等の諸原則にしたがって堅実に運用されるべきものであり、具体的な細目を定める「財産利用方法書」に関しては、保険業法施行規則において記載事項（業規14条）、具体的な財産利用方法の制限（業規18条）、財産利用割合の制限（業規19条）等を規定するとともに、財産利用の実際面に関し株式取引の記帳（業規22条）、財産利用に関する帳簿・証ひょう書類その他の材料の5年間保存（業規23条）を義務づけている。

(2) 財産利用方法の制限

生命保険会社と損害保険会社とでは若干の差異があるが、保険業法施行規則18条による損害保険会社財産利用方法の制限は次のとおりであり、安全性確保の要請が強い。

- ① 国債、地方債、特別の法令により設立した法人の債券、社債または株式の所有
- ② 外国の国債、地方債、社債または株式の所有
- ③ ①および②の有価証券を担保とする貸付
- ④ 不動産の所有
- ⑤ 不動産または法令により設定した財団を担保とする貸付
- ⑥ 船舶を担保とする貸付

- ⑦ 公共団体に対する貸付
- ⑧ 郵便貯金または銀行預金
- ⑨ 信託会社に対する金銭または有価証券の信託
- ⑩ その他大蔵大臣の認可を受けた方法

(コールローン, 貸付信託受益証券の所有, 保険約款の規定による貸付等)

(3) 財産利用割合の制限

保険会社の財産運用が価格変動の大きい特定の資産(株式など), 特定の相手方や担保にかたよるときは安全性を欠き, また換価が容易でない資産(たとえば不動産)に集中することも流動性の観点から好ましくないため, 保険業法施行規則は次のような財産利用割合の制限を設けている(業規19条1項)。

	総資産に対し
① 株式の所有	10分の3以内
② 不動産の所有	10分の2以内
③ 同一会社の社債および株式の所有ならびにこれを担保とする貸付	10分の1以内
④ 同一人に対する貸付	10分の1以内
⑤ 同一銀行に対する預金または同一信託会社に対する信託	10分の1以内
⑥ 同一物件を担保とする貸付	20分の1以内

これらの割合のうち③から⑤までは通算され(業規19条2項), この割合を超過するときには大蔵大臣の認可を得なければならない(業規19条1項ただし書)。

(4) 損害保険会社財産利用のその他の制限

保険業法および同施行規則にもとづく制限ではないが, 保険行政上, 損害保険会社財産利用についてはさらに次のような制限が加えられている。

〔流動性資産比率指導基準〕 これは,

- ① 現金, 銀行等預金, 郵便貯金・郵便振替, コールローン, 金銭信託の合計額

総資産の15%以上

- ② ①の資産および国債・地方債, 特別法人債, 担保付社債, 外国有価証券, 貸付信託受益証券, 株式(一部上場)の合計額

30%以上

であることを要するとするもので, 比率はいずれも当該月を含む前12カ月間の月末平残による。

〔不動産取得の制限〕 これは, 自己資本の額に対する不動産(営業用)の比率の規制で,

- ① 不動産比率を80%以内にとどめることとし、毎事業年度の不動産取得計画を提出することを要する。
- ② 不動産1件あたりの金額が自己資本の5%相当額（5%相当額が1億円未満のときは1億円）以上の不動産取得をする場合は事前承認を要する。
- ③ 不動産比率が9月末または3月末において80%をこえる会社または指定会社については、自己資本の2%相当額（2%相当額が2千万円未満のときは2千万円）以上の不動産取得をするときは事前承認を要する。
とするものである。